

第13回高知県豪雨災害対策推進本部会議

日 時：令和7年5月12日（月）14:10～14:40

場 所：本庁2階 第2応接室

次 第

1 あいさつ

2 議事

（1）風水害時における配備体制について

資料1-1 台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン

資料1-2 風水害時における配備体制

資料1-3 水防本部の体制について

資料1-4 風水害等における事前通行規制等について

（2）県内での流域治水の取組について

資料2-1 洪水浸水想定区域図の公表について

資料2-2 雨水出水浸水想定区域の指定について

資料2-3 高潮浸水想定区域の指定について

（3）要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

資料3 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況等について

資料4 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の取組

（4）高知県防災アプリの機能追加について

資料5 高知県防災アプリの機能追加について

3 本部長指示

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.7.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする

(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシツク体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R07.4.25
危機管理・防災課

資料1-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動							
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部(その他、交通・企業対応など)		
3日前～ 72h前～	・台風が進路予想で本県に接近・上陸する可能性がある場合	準備	■ 情報収集・情報発信	1	○ 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、気象情報を発信	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○ 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信		
				2	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関(農業振興センター、家畜保健衛生所、林業事務所、漁業指導所、土木事務所等)等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。併せて事前対策を行うよう依頼		
				3	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起					
				4	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認	○ 災害対応に係るマニュアル等の確認
				5	○ 配備体制の確認(配備要員の確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)	○ 連絡体制の確認(危機管理連絡員の体制確保等)
				6	○ 防災ヘリ、自衛隊への連絡	○ 水防資機材(大型土のう、ブルーシート等)の点検・補充	○ 【農業】ため池管理者に水位を低下させる事前放流について連絡				○ 【公営】治水協定による事前放流体制の確立	
				7	○ 通信システム、情報連絡網等の再点検	○ 治水協定による事前放流体制の確立						
				8	■ 対応を確認	○ 知事と対応方針を協議(配備体制の設置時期等)	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける
2日前～ 48h前～	・台風が本県に上陸する進路予想となった場合 ・気象警報の発表 ・気象庁が緊急記者会見を開き、大雨への厳重な警戒を呼びかけた場合	災害予防	■ 情報収集・情報発信	9	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や関係機関等と共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信		
				10	○ 市町村や関係機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関(学校・施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 関係機関や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼		
				11	○ 高知地方気象台が開催する台風説明会への参加	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける		
				12	○ 台風説明会資料を市町村や関係機関等と共有し、要配慮者の早期避難など早めの対策を依頼	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	● 危険箇所や工事現場の安全確保を図るとともに、市町村等へも同様の注意喚起	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼	○ 【総合企画】X(旧Twitter)等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信		
				13	○ 動画による県民への啓発頻度を増		○ 【林業】太陽光発電設置事業者に、注意喚起を実施。また、事前対策を行うよう依頼					
				14	● 危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告	● 連絡員会議にて、事前の取り組み状況や今後の対応方針について報告		
				15	● 警報が発表された場合、職員参集メールを発信し、第1配備体制を確立	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)		
				16	● 厳重な警戒が必要な場合、第2配備体制(警戒本部体制)に移行	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)	● 対応体制の確認(危機管理連絡員の確保等)		
				17	■ 対応を確認	● 知事と対応方針を協議(本部体制への移行等)			○ 【福祉】国のおそれ本部が設置される場合、災害救助法第2条第2項の適用(おそれ適用)の条件となる災害対策本部(配備体制でも可)の設置見込みを県危機管理部に確認	○ 【観光】観光・スポーツ関連施設の臨時休館予定等を確認		
									○ 【福祉】国のおそれ本部が設置される場合、災害救助法第2条第2項の適用(おそれ適用)に向けて、国と協議			
				18	■ 災害対策本部体制の確保	● 災害対策本部体制に移行。各部へメールを発信し、災害対策本部体制を確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立	● 災害対策本部体制への移行に伴う体制確立		
				19	● 自衛隊や県警、気象台、日赤、市町村、消防本部、カウンターパート県に県体制を連絡	● 気象警報発表等に合わせて、水防本部を設置			● 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	● 【公安】本部、署とともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立		
				20	● 災害の状況や緊急性に応じて、危機管理連絡員会議を開催。気象情報等を報告し、今後の対応を協議	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 連絡員会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
				21	● 各部に本部会議用の資料作成を依頼							
22	● 知事の指示事項とメッセージを協議											
1日前～ 24h前～	・台風の影響が大きい進路となった場合 ・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報の発表	■ 災害対策本部会議	■ 情報収集・情報発信	23	● 第1回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	● 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
				24	● 本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こうち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載							
				25	● 災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催							
				26	● 気象庁の防災支援メールなど、気象情報を市町村や防災機関などと共有	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	● 関係機関や出先機関等に、気象情報を発信		
				27	● 土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○ 気象台と協議し、土砂災害警戒情報発表を検討		○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、注意喚起を実施。また事前対策を行うよう依頼	○ 各種行事開催や学校・施設等に対する注意喚起、中止・延期等の情報収集及び判断を実施	○ 各種行事開催に対する注意喚起、中止・延期等の判断を実施		
				28	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告		
				29	○ ライフライン等に関する情報を収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認	○ 【林業】陸こうの閉鎖状況の確認	○ 関係機関(社会福祉施設等)や出先機関等から、事前対策の実施状況の報告を受ける	○ 【総合企画】X(旧Twitter)等を活用し、県民への注意喚起を実施	○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行状況の確認		
				30	● 線状降水帯の停滞(30分以上)や80mm以上の時間雨量、避難判断水位、土砂災害レベル3を観測した場合は市町村に連絡	○ 伸縮計観測状況の確認	○ 【林業】林業大学校の休校や森林公園など所管施設の閉鎖などについて検討	○ 【健康】EMISを警戒モードに切り替え		○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信		
				31	● 市町村に災害対策本部体制の確保を働きかけ	○ 河川水位の確認	○ 【水産】定置網、養殖小割、市場施設の対策状況の確認	○ 【福祉】市町村に、避難行動要支援者名簿を活用した対応の検討、実施を依頼		● 【公安】本部、署とともに災害警備連絡室もしくは災害警備本部を設置し、情報収集体制を確立		
				32	● 状況に応じて、市町村に高齢者等避難や避難指示の発令を働きかけ	● 必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認				● 【公営】必要に応じて関係機関等へ周知のうえダム放流実施。またダム放流状況の確認		
				33	● 気象状況等により、孤立や大規模災害が想定される市町村へ情報連絡員を派遣					○ 【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)		
				34	■ 対応を確認	● 知事と対応方針を協議(知事からの指示事項等)			○ 【福祉】災害救助法第2条第2項(おそれ適用)の適用	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○ 【観光】観光・スポーツ関連施設の臨時休館予定等を確認	
				35	○ 国や応急救助機関、ライフライン事業者などからのリエゾン派遣を受け入れ				○ 【福祉】災害救助法第2条第1項適用の検討、国・市町村との調整	○ 【公安】県の災害対策本部等にリエゾンの派遣を検討		

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.7.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする

(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R07.4.25

危機管理・防災課

資料1-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動						
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・ 公安の各部(その他、交通・企業対応など)	
0h ・台風最接近 ・ゲリラ豪雨発生 ・災害発生	●大雨特別警報の発表等	応急対応	■災害対策本部会議	36	●第2回災害対策本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	●本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	
				37	●本部会議の資料や知事メッセージを県HP(こち防災情報)にアップ。また、啓発動画URLを県HPトップに掲載						
				38	●災害の状況や緊急性に応じて、必要最小限の部(危機管理部、総務部、土木部など)のみで、災害対策本部会議を開催						
				■情報収集・情報発信	39	●気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	●関係機関や出先機関等に、気象情報を発信
					40	●土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	●関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
					41	●大きな災害が発生した市町村へ情報連絡員を派遣	●伸縮計観測状況の確認、河川水位の確認等	●【農業】市町村に緊急点検に該当するため池を連絡(大雨特別警報発表)。			●【産業】災対本部事務局の要請に基づき、地域支援企画員が駐在先市町村で情報収集等を実施(情報連絡員)
					42	●市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○ 陸こう等の閉鎖状況の確認 ○ 【健康】水道の断水被害等の確認・対応	○ 【林業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認			●【公安】災害警備本部もしくは非常災害警備本部を設置し、被害状況に応じて人的・物的被害に関する情報収集活動を実施
					43	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施					●【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
					44	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認と関係機関等への周知	●【農業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認	○ 【健康】被害が甚大な場合は、EMISを災害モードに切り替え	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じて関係機関等へ周知
					45	○ 応急救助機関からのリエゾン派遣の受け入れ					○ 【総合企画】生活用水供給施設の断水被害等の確認・対応
46	●ライフライン等に関する情報を収集						○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行状況の確認				
47	●市町村に避難指示等の発令を働きかけ					○ 【観光】「こち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報、注意喚起等を発信					
48	●消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告										
■応急活動	49	●被害状況に応じて消防や警察等の応急救助機関と連携し、救助活動を実施				○ 【健康】被害が甚大な場合は、保健医療調整本部を設置	●【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施				
	■対応を確認	50	●各種応援協定等に基づく応援要請の検討	○ TEC-FORCE派遣要請を検討		○ 【福祉】災害救助法第2条第1項の適用DPATの派遣要請を検討 【健康】DMAT等の派遣要請を検討	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	●【公安】必要に応じて、他県警に対する援助要求を検討			
		51	●自衛隊への災害派遣要請を検討			○ 【福祉】市町村へ、要配慮者(避難行動要支援者)への対応状況を確認		○ 【公安】大規模災害発生地域に対する部隊員の派遣を検討			
		52	●知事と対応方針を協議					○ 【観光】観光・スポーツ関連施設の臨時休館予定等を確認			
		53	●配備要員に今後の配備予定を連絡								
1日後～ 24h後～	●各種気象警報の解除	■災害対策本部会議	54	○被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告		
			55	○災害対策本部会議資料を県HP(こち防災情報)にアップ							
			■情報収集・情報発信	56	○気象庁HP、防災支援メール等から今後の気象情報を収集・発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	○関係機関や出先機関等に、気象情報を発信	
				57	○土砂災害危険度情報、雨量、河川水位等の情報収集	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	
				58	○市町村や情報連絡員から市町村の被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○【健康】大きな被害が無ければ、EMISを通常モードに切り替え	○【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○【公安】関係機関と連携し、被害状況(孤立地域の安否、災害危険箇所等の確認等)の情報収集を実施	
				59	●関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○道路パトロールを実施	○【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況等を確認	○【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)		○【公安】職員健康管理情報、警察関係施設の被害情報の収集を実施	
				60	●人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有	
				61	○行方不明者や安否不明者情報の公表の検討・実施		○【林業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認(現地確認)			○【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。放流状況に応じて関係機関等へ周知。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告	
				62	○ライフライン等に関する情報を収集		○【農業】地すべり地域の伸縮計観測状況の確認			○【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				63	○消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告		○【林業】太陽光発電設置事業者から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告			○【観光】「こち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信	
64						○【観光】旅館・ホテルや観光・スポーツ関連施設の被害状況及び旅館・ホテルのキャンセル状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)					
■応急活動	65	○市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動実施の検討	○道路啓開を実施	○【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施	○【健康】必要に応じて、県内DMATに出動を要請 【福祉】必要に応じて、県内DPATに出動を要請 被害が甚大な場合は、厚生労働省にDPATの派遣を要請	○【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○【公安】被害状況に応じて応急救助機関と連携し、救助活動を実施				
	66	○応急救助機関の活動調整・拠点確保	○公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)	○【健康】被害が甚大な場合は、厚生労働省にDMATの派遣を要請		○【公安】行方不明者の捜索活動を実施				
	67	○ライフライン機関との調整			○【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)						
	68	○孤立集落の対策を支援									
■対応を確認	69	○市町村への支援を検討	○気象警報解除に伴い、状況に応じて水防本部を解除			○【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応	○【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動体制を検討			
	70	○各種応援協定等に基づく応援要請の検討				○【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信					
	71	○知事と対応方針を協議(復旧対策等)									
	72	○気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡									

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.7.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする
 (注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R07.4.25
 危機管理・防災課

資料1-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部(その他、交通・企業対応など)
2日後～ 48h後～	各種気象 注意報の 解除	応急対応・ 災害復旧	■ 災害対策本部会議	73	○ 被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				74	○ 災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ					
				■ 情報収集・情報発信	75	○ 市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、支援ニーズ等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
					76	○ ライフライン等に関する情報を収集	○ 巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○ 【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○ 【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信	○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認
					77	● 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施	○ 道路パトロールを実施	○ 【林業】出先機関と市町村が連携し、被災状況等を確認	○ 【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
				78	● 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施					○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				79	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○ 【林業】浸水被害が発生した際は、災害廃棄物仮置場の確保状況を確認			○ 【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告
				80			○ 【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
				81					○ 【観光】旅館・ホテルや観光・スポーツ関連施設の被害状況等の確認(旅館組合や抽出した旅館・ホテル等を対象)	
				■ 応急活動等	82	○ 市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【林業】林業大学校や森林公園など所管施設の簡易な災害の応急復旧を実施	○ 【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整
					83	○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が主体となり林道の啓開を実施		○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や、災害危険箇所の現場確認を実施
					84	○ 孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)		○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				■ 対応を確認	85	○ 避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)				
					86	○ 知事と対応方針を協議			○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総合企画】災害対策本部会議開催に伴う広報対応
				87	○ 気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡				○ 【健康】甚大な被害が想定される場合には、発生遺体数の把握及び応援火葬場との連絡調整を開始。	
3日後～ 72h後～	※応急対応を本格化 ※災害復旧に着手		■ 災害対策本部会議	88	○ 被害状況に応じて本部会議を開催。被害状況等を報告し、今後の対応を協議	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告	○ 本部会議にて、【被害状況】、【対策の状況】、【今後の対応】を報告
				89	○ 災害対策本部会議資料を県HP(こうち防災情報)にアップ					
				■ 情報収集・情報発信	90	○ 市町村や情報連絡員から市町村の災害対策本部会議の資料、被害状況、配備体制、避難所開設状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて災対本部へ報告
					91	○ ライフライン等に関する情報を収集	○ 巡視による公共土木施設等の被災状況調査	○ 【農業】ため池の緊急点検実施状況のとりまとめ報告。被災状況により農水省へ報告	○ 【福祉】災害ボランティアセンターの情報収集・発信	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施
					92	● 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施				○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集
				93	● 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施	○ 道路パトロールを実施	○ 【林業】人家裏等を優先した危険箇所の早期発見及び点検作業	○ 【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				94	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告	○ ダム放流状況、ダム管理施設被災状況の確認。被害状況により国交省へ報告	○ 【水産】漁港施設、市場施設、漁業施設等の被災状況調査			○ 【公営】ダムの放流状況、管理施設被災状況の確認。被害状況を経産局、産業保安監督部へ報告
				95	○ 必要に応じて、特に被害の大きな市町村の首長に知事から電話					○ 【観光】「こうち旅ネット」等を活用し、交通情報や施設の臨時休館情報等を発信
				■ 応急活動等	96	○ 市町村等からの被害情報に応じた救助・救急活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整
					97	○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施	○ 【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○ 【教育・文化】学校施設の応急復旧
					98	○ 孤立集落の対策を支援(必要な物資を搬送等)	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【水産】漁港施設の復旧を実施(応急復旧を含む)		○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				99	○ 避難者対策を支援(必要な物資を搬送等)					○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
				■ 対応を確認	100	○ 被災者生活再建支援法の適用を検討	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応
					101	○ 知事などの現地視察等を検討	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○ 【教育・文化】必要に応じて学校・施設等への動員・派遣職員の調整・選定
					102	○ 必要に応じて、政府調査団等の受入調整、要望書の作成		○ 【農業】ため池の復旧支援	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【総務】震災に伴う予算措置
103	○ 自衛隊の災害派遣撤収時期の検討				○ 【健康】被災自治体への保健活動チームの応援派遣調整	○ 【会計】高知県災害義援金受付の検討				
104	○ 気象情報・被害状況に応じて今後の体制を検討。併せて配備要員に配備予定を連絡									
105	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続きを開始									
■ 災害対策本部の 解散	※避難情報の解除 ※孤立の解消 など、状況により 判断	106	○ 気象庁HPから今後の気象情報を入手するとともに、市町村、情報連絡員、応急救助機関から避難情報や孤立などの被害情報を収集							
		107	○ 気象情報や被害状況に応じて災害対策本部を解散し、第2配備体制または第1配備体制に移行							
				※災害対策本部解散後については、豪雨災害対策推進本部会議において、応急対応・災害復旧の進捗確認等を行っていく						

■台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画) ver.7.1

(注1) 本県の防災行動の実績や他県での教訓に基づきバージョンアップした計画であり、今後の防災行動の参考とする

(注2) 気象情報の状況によっては、タイムラインに記載された順番ではなく臨機応変に行動を取る必要がある

(注3) ゲリラ豪雨時は、タイムラインを数時間に短縮して行動する。●(ゴシック体)を速やかに実行する

(注4) 各部固有の行動は、部名を頭に「【部名】具体的な行動」として記載

R07.4.25

危機管理・防災課

資料1-1

時期	気象状況 ※災害対応	フェーズ	主な行動	No.	各部における具体的な行動					
					危機管理部 (災害対策本部事務局)	土木部 (河川や道路など社会資本の対応)	農業・林業・水産の各部 (農林水産施設の対応)	健康・福祉の各部 (要配慮者対応)	総務・教育・文化の各部 (県民・学校などの対応)	産業・総合企画・商工・観光・公営・会計・公安の各部(その他、交通・企業対応など)
4日後 ～	※応急対応・災害復旧に着手	応急対応・災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて災害対策本部を継続 ■ 情報収集・情報発信 	108	○ 必要に応じて配備体制を継続(第2配備体制)	○ 動員体制(本部連絡員、風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【農・林・水】動員体制(本部連絡員)を確保 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保	○ 動員体制(本部連絡員)を確保
				109	○ 必要に応じて配備体制を継続(第1配備体制)	○ 動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保	○ 【林業・水産】動員体制(風水害関係課、出先機関)を確保			
				110	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告
				111	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供	○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				112	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施				○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集	
				113	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施			○ 【福祉】災害看護資金の貸付等の周知	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				114	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告			○ 【福祉】社会福祉施設団体へ相互応援協定に基づく支援の必要性について照会(要請があれば対応)	○ 【総務】寄付金の受入・調整	
				115	○ 知事などの現地視察					
				116	○ 政府調査団などの受入れ、要望書の提出					
				117	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災所管施設の応急復旧開始。農地農業用施設の応急対策の実施を支援	○ 【福祉】市町村からの要請により、DWATの派遣(必要があれば国へ応援要請)	○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
				118	○ 応急救助機関の活動調整	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				119	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
				120	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
				121	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
				122	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応。また、国・他都道府県からの職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
				123	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【福祉】高知県災害義援金受付の検討	○ 【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				124	○ 必要に応じて、四国ブロック、中国ブロック、関西広域連合、全国知事会へ人的・物的支援を要請		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【総務】発災に伴う予算措置(予備費含む)	○ 【観光】風評被害への対応(観光訪問に支障がない旨の情報発信等)
				125	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き			○ 【健康】県外からの保健活動チームの派遣調整	○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施	○ 【会計】高知県災害義援金受付窓口の設置準備
126	○ 必要に応じて、自家発電機を貸与									
2週間後 ～ 1ヶ月後	※応急対応・災害復旧を本格化	応急対応・災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豪雨災害対策推進本部 ■ 情報収集・情報発信 	127	○ 豪雨本部会議を開催し、応急活動の進捗状況及び今後の対応について確認	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告	○ 豪雨本部会議にて、応急活動の進捗状況、今後の対応等を報告
				128	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)等の検証を行い、必要に応じてバージョンアップ	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告	○ 高知県災害対策本部タイムライン(防災行動計画)の検証を行い、危機管理・防災課に報告
				129	○ 市町村から被害状況、配備体制、避難者状況等を情報収集	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関(病院、社会福祉施設等)や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告	○ 関係機関や出先機関等から被害状況等を収集。併せて危機管理部へ報告
				130	○ ライフライン等の復旧状況などの情報を収集	○ 民間賃貸住宅や公営住宅等の空き家情報の収集と、被災者等への情報提供	○ 【福祉】災害ボランティアセンターの支援	○ 【総合企画】県政記者クラブや県民に対し、広報活動を実施	○ 【総合企画】各種公共交通機関の運行・被害状況の確認	
				131	○ 関係機関(市町村や警察)から人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)を収集し、情報の整理・突合等を実施				○ 【公安】孤立地区の安否、災害危険箇所を確認し、パトロール活動により情報収集	
				132	○ 人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)について関係機関との調整及び情報共有を行い、公表の可否等について検討・実施			○ 【福祉】災害看護資金の貸付等の周知	○ 【総務】県税の災害減免等の制度周知	○ 【公安】県との人的被害情報(死者・行方不明者・安否不明者)にかかる整理・突合等を行い、関係機関と情報共有
				133	○ 消防庁へ被害状況・避難状況・活動状況等を報告					
				134	○ 政府や国会などの調査を受入、要望書の提出				○ 【総務】寄付金の受入・調整	
				135	○ 市町村等からの被害情報に応じた支援活動を調整	○ 道路啓開を実施	○ 【農業】被災箇所施設の応急復旧		○ 【教育・文化】学校・施設等からの要請に応じた支援・調整	○ 【公安】関係機関と連携し孤立地区の安否確認や災害危険箇所の現場確認を実施
				136	○ 自衛隊の災害派遣撤収要請	○ 流木・堆積土砂・海岸漂着物の応急対策を実施	○ 【林業】流木や堆積土砂の応急対策を実施		○ 【教育・文化】学校施設の応急復旧を実施、保育所等施設の応急復旧を支援	○ 【公安】行方不明者の捜索活動を実施
				137	○ 物資配送を支援	○ 公共土木施設の復旧を実施(応急復旧含む)	○ 【林業】被災状況に応じて市町村が中心となり林道の啓開や危険箇所の復旧作業を実施			○ 【公営】所管する被災施設の復旧対応
				138	○ 避難者対策を支援	○ 土砂災害発生箇所の緊急・応急対策の実施	○ 【水産】漁港施設の応急復旧を実施			
				139	○ ライフラインの復旧について、ライフライン事業者と連携し早期復旧を目指す					
				140	○ 被災者生活再建支援法が適用となった場合、国・市町村・支援法人と連携し、必要な措置をとる	○ 仮設住宅に関する対応	○ 各種施設の復旧対策の支援	○ 【福祉】災害救助法に関する国・市町村との調整	○ 【総務】被災市町村への職員派遣対応	○ 【商工】災害対策特別融資の検討
				141	○ 住家被害認定業務について、総務部と連携し、市町村を支援	○ 被災住宅の復旧支援	○ 被災者に対する各種助成制度の周知徹底	○ 【健康】被災者の熱中症予防等、各種健康被害に対する対応や防疫対策	○ 【教育・文化】必要に応じて動員・派遣職員の調整・選定	○ 【公安】被災地域の防犯活動や避難所立ち寄り警戒活動、遺族支援活動を実施
				142	○ 被害状況に応じ、災害派遣等従事車両証明書の手続き		○ 【林業】災害廃棄物処理に係る各種調整、支援	○ 【福祉】発災に伴う予算措置(予備費を含む)の検討	○ 【総務】市町村の住家被害認定業務や被災証明書発行事務などの支援を実施	○ 【観光】風評被害対策の検討
				143						
				144	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望	○ 必要に応じて、補正予算を要望

高知県災害対策本部規程における「風水害時等の配備基準及び動員体制」

(高知県災害対策本部規程より抜粋)

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第1配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める 出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第2配備 警戒本部体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課（注1） ○風水害関係課が定める出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4配備 災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○被災区域が市町村域を超え広域にわたる場合 ○被害規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合 	別表4に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	別表4に定められている分掌事務

(注1) 風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園上下水道課、港湾・海岸課

■R6年度災害配備体制記録

資料 1 - 2

災害名	配備期間	配備日数				配備回数					連絡員 会議 (回数)	本部 会議 (回数)	備考
		配備体制		本部体制	全体	配備体制		本部体制		全体			
		警戒 体制	警戒本部 体制	災对本部 体制		第1	第2	第3	第4				
4月17日地震災害	4月17日～4月24日	0	0	8	8	1	0	1	1	3	0	3	宿毛市で震度6弱
5月28日大雨災害	5月28日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5市町で警報発表
6月1日地震災害	6月1日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	宿毛市で震度4
6月18日大雨災害	6月18日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	9市町で警報発表
8月8日津波災害	8月8日-8月15日	0	0	8	8	0	0	0	1	1	1	1	高知県に津波注意報発表 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
8月19日大雨災害	8月19日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
台風第10号災害	8月28日-8月31日	1	0	2	3	1	2	1	0	4	1	2	25市町村で災害対策本部
9月21日大雨災害	9月21日-9月22日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
9月22日大雨災害	9月22日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
10月21日波浪災害	10月21日	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
1月13日地震災害	1月13日～14日	1	1	0	2	1	1	0	0	2	1	0	
2月4日大雪災害	2月4日～6日	3	0	0	3	2	0	0	0	2	0	0	
合計		12	1	18	31	12	3	2	2	19	3	6	

水防本部の編成

水防本部

統 監	知 事
副統監	副 知 事
本部長	土木部長
副本部長	土木部副本部長

班 名	構 成 課 名	任 務
総 務 班	土木政策課、技術管理課、用地対策課	土木施設災害対策用資材の確保 など
道 路 班	道路課	道路、橋梁等の水防、施設の応急復旧対策 など
河川砂防班	河川課、防災砂防課	河川、砂防施設等の水防、施設の応急復旧対策、水位情報等の伝達 など
港湾海岸班	港湾・海岸課、港湾振興課、漁港漁場課	港湾、漁港、海岸施設等の水防、施設の応急復旧対策、潮位等の伝達 など
都 市 班	都市計画課	都市施設の水防
下 水 道 班	公園上下水道課	都市排水施設の水防
建 築 班	建築課、建築指導課、住宅課	建築物の災害対策、応急仮設住宅の建築など

- 水防1号と2号配備では、河川砂防班、道路班、港湾海岸班の3班体制で本部を編成。
- 3号配備以上となった場合は、7班全班体制。
- 災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の一部として編入され活動。

土木事務所等

水防管理団体（市町村）

災害現場

水防の発令基準、指令に応じた土木事務所等の配備人数

	1号	2号	3号	4号	5号
警 備 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部設置 水防常備員の配置 水防団等待機 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等出動準備 警察署の避難誘導警備の準備態勢 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等出動 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団等関係機関の出動 	<ul style="list-style-type: none"> 地域全住民（危険区域内住居避難）
発 令 基 準	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がり、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	決壊、溢水等のおそれがあるとき	水防の限界を予測し、危険を判断したとき
状 況	県内の河川で水防団待機水位を超過、大雨や洪水、波浪などの警報や高潮注意報、津波注意報の発表 など	水防団待機水位を超え、さらに上昇中のとき、海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき、津波警報の発表	氾濫注意水位に達したとき、海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき、大津波警報の発表	氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき、海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき	水防4号の状況ののち、河川海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき
土木事務所等の配備人数	3～6名程度	4～8名程度	5名から全員		

1. 事前通行規制

- 区間ごとに定める規制基準値を超える降雨が観測された場合、各土木事務所において通行規制を行う。
- 道路情報板等による通行規制、赤色灯による警告、関係機関等への連絡等を実施

種別	延長等	雨量基準
一般 国道	14区間 ΣL=134.6km	<ul style="list-style-type: none"> • 時間雨量40,50mm/h • 連続雨量200mm 
県道	71区間 ΣL=597.4km	<ul style="list-style-type: none"> • 時間雨量30~70mm/h • 連続雨量100~400mm • 風速、波高等による規制区間あり(自転車道等)

※規制区間の詳細は、「高知県の道路2025」に記載

※規制解除は、無降雨が3時間継続し、かつパトロールで異常がなかった場合

2. 災害・事故の発生

土砂災害や交通事故等による通行規制



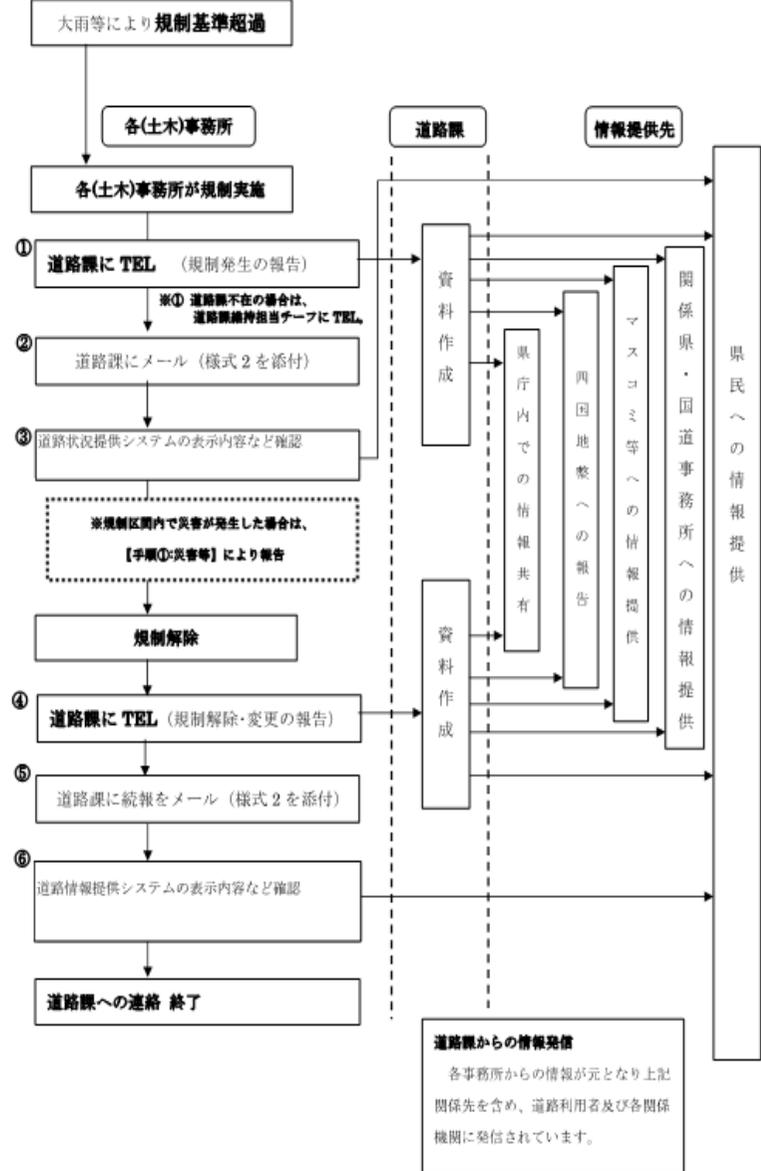
3. 積雪・路面凍結

大雪警報等の発令時



事前規制

【事前通行規制】道路通行規制 発生時の連絡体制フロー



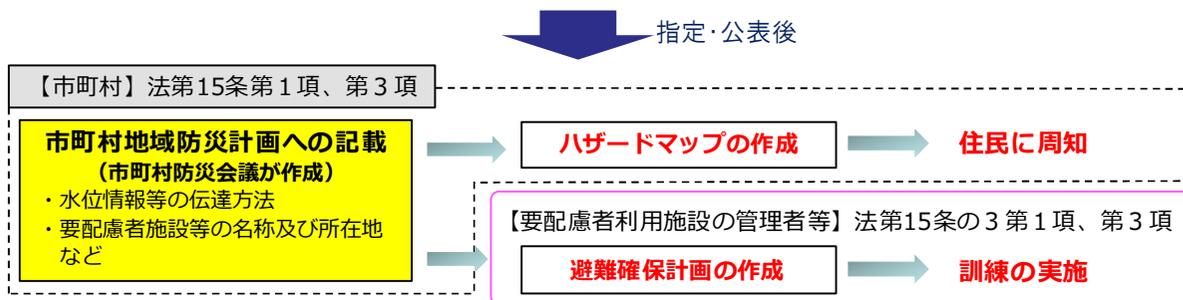
①洪水浸水想定区域とは

想定し得る最大規模※の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」という。

※年超過確率1/1,000以上の降雨

②法改正の概要

- 平成27年 水防法改正
⇒ 氾濫した場合に大きな被害が発生する重要な河川(洪水予報河川、水位周知河川)で想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表が義務化
- 平成30.12月「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能に関する検討会」開催
⇒ 国に対しダム下流河川における浸水想定図を直ちに作成するよう提言
- 平成29年1月「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」開催
⇒ 国は、水位周知河川に指定されていない河川においても浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知するよう小委員会から答申
- 令和3年水防法改正
⇒ 想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域の指定・公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川にまで拡充(422河川)



③現状

- 洪水予報河川、水位周知河川
四万十川、仁淀川、物部川、鏡川、国分川、松田川、安芸川など10河川について、令和3年2月までに指定・公表完了。
- ダム下流河川
吉野川(早明浦ダム)、中筋川(中筋川ダム)、坂折川(桐見ダム)、香宗川・山北川(鎌井谷ダム)など11河川について、令和4年3月までに指定・公表完了。
- (3)(4) 住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川
令和4年度
奈半利川、安田川、和食川、新荘川など13河川で公表。
令和5年度
日下川、福良川、下ノ加江川など45河川で公表。
令和6年度
○吉野川、四万十川、野根川、夜須川、久礼川、与市明川など139河川で公表。
※ 累計197河川の指定・公表完了。
○仁淀川や四万十川の支川など残る225河川で区域図公表に着手。
令和7年度
○上記225河川について指定・公表予定。

④今後の取り組み(目標)

指定目標

令和7年度末までに洪水浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

⇒ 指定を受けた市町村

- 市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

R6迄：197/422河川 指定・公表完了

R7：422/422河川 指定・公表完了目標

①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する内水浸水想定区域を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市 160mm/h、いの町 163mm/h）
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような河川の堤防の決壊、河川からあふれた水による氾濫を伴うものや、「津波」や「高潮」による浸水は含まない。

②法改正の概要

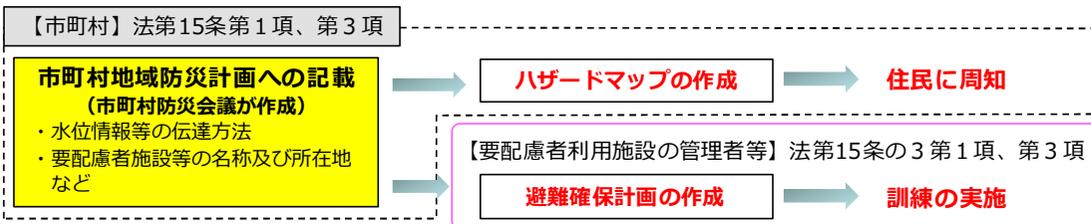
水防法の改正（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定・公表が義務化

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する地区での適用を想定した「水位周知下水道」
（改正後）上記に、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している市町村（区域）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定・公表することが義務化

（県内対象市町村（11市町））
高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町



④今後の取り組み（目標）

指定目標

令和7年度末までに雨水出水浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

⇒指定・公表をした市町村

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

③現状

現状

- 県内では、1市2町※で想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成済。（全国では、R7.3末時点で約4割(455団体)が作成済）
※安芸市、いの町、越知町（区域指定は、今後実施予定）
- 令和7年度は、8市町※が想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成予定。
※高知市、南国市、須崎市、香美市、四万十市、宿毛市、中土佐町、四万十町

これまでの県の取り組み

令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。

- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

R6迄	0/11市町	指定・公表完了
R7	11/11市町	指定・公表完了目標

①高潮浸水想定区域とは

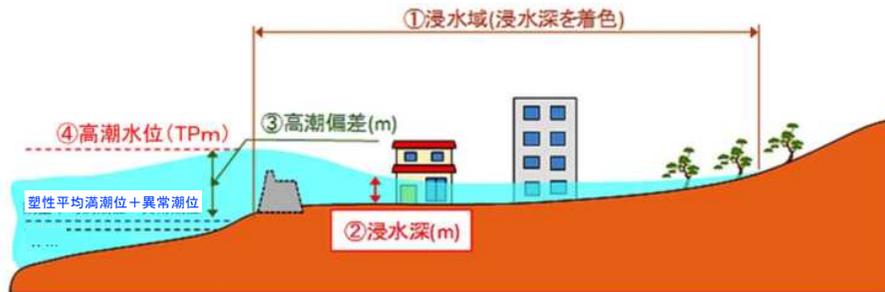
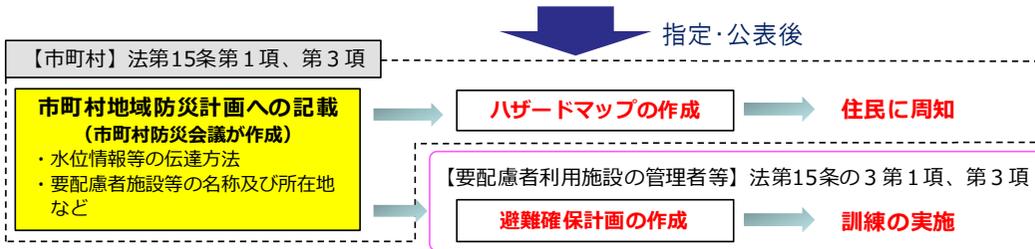
想定し得る最大規模^(※)の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」という。

※室戸台風相当の中心気圧(900hPa)、伊勢湾台風相当の半径(75km)・移動速度(時速73km)の台風が、様々なコースで接近することを想定

②法改正の概要

法改正の概要

平成27年5月の水防法改正により、高潮に係る浸水想定区域を指定・公表することが義務化。

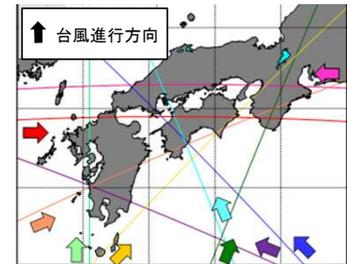


③現状と他県での取組み

現状

国の手引きの策定や先進県の指定の状況を踏まえて、令和3年度から作業を実施中。

- ・基礎検討業務 (R3完了)
- ・予備検討業務 (R4完了)
- ・高潮浸水想定区域図作成業務 (R5~R7)
- ・高潮特別警戒水位設定業務 (R7予定)



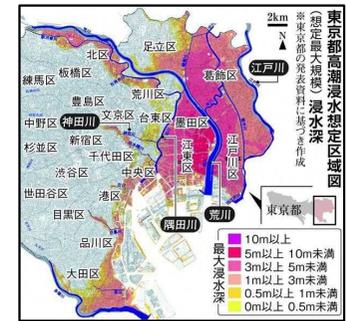
台風経路の設定イメージ

他県での取組み

海面に面する39都道府県のうち、22都道府県が指定済み、5県が公表のみ

(※参考：四国の指定状況)

- 徳島県(R2.9)
- 香川県(R3.5)
- 愛媛県(R4.5)



高潮浸水想定区域図

※令和7年1月31日時点

※出典：国土交通省HP（高潮浸水想定区域の指定状況）

④今後の取り組み(目標)

指定目標

令和7年度末までに高潮浸水想定区域図の指定・公表を目標に取り組む

R7 : 沿岸19市町村 指定・公表完了目標

⇒指定を受けた市町村

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、高潮ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

① 浸水想定区域内にある施設（水防法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R7.3.31	1,477	1,313	88.9%	1,155	88.0%	R6.4.1~R7.3.31	748	57.0%
(R6.9.30)	(1,354)	(1,263)	(93.3%)	(1,148)	(90.9%)	R6.4.1~R6.9.30	(185)	(14.6%)
(R6.3.31)	(1,355)	(1,262)	(93.1%)	(1,143)	(90.6%)	R5.4.1~R6.3.31	(897)	(71.1%)

② 土砂災害警戒区域内にある施設（土砂災害防止法）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R7.3.31	622	621	99.8%	618	99.5%	R6.4.1~R7.3.31	363	58.5%
(R6.9.30)	(622)	(620)	(99.7%)	(612)	(98.7%)	R6.4.1~R6.9.30	(210)	(33.9%)
(R6.3.31)	(635)	(631)	(99.4%)	(616)	(97.6%)	R5.4.1~R6.3.31	(462)	(73.2%)

③ 上記①、②のうち浸水想定区域内かつ土砂災害警戒区域内にある施設

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R7.3.31	198	127	64.1%	98	77.2%	R6.4.1~R7.3.31	71	55.9%
(R6.9.30)	(134)	(114)	(85.1%)	(98)	(86.0%)	R6.4.1~R6.9.30	(31)	(27.2%)
(R6.3.31)	(136)	(113)	(83.1%)	(101)	(89.4%)	R5.4.1~R6.3.31	(79)	(69.9%)

④ 重複を除く施設全体（④＝①＋②－③）

時点	対象施設数 (a)	地域防災計画への位置付け		避難確保計画の作成		避難訓練の実施		
		位置付け済み (b)	進捗率 (b/a×100)	作成済み (c)	進捗率 (c/b×100)	対象期間	実施済み (d)	進捗率 (d/b×100)
R7.3.31	1,901	1,807	95.1%	1,675	92.7%	R6.4.1~R7.3.31	1,040	57.6%
(R6.9.30)	(1,842)	(1,769)	(96.0%)	(1,662)	(94.0%)	R6.4.1~R6.9.30	(364)	(20.6%)
(R6.3.31)	(1,854)	(1,780)	(96.0%)	(1,658)	(93.1%)	R5.4.1~R6.3.31	(1,280)	(71.9%)

資料3

R7.3.31時点

	洪水浸水想定区域内にある 全ての要配慮者利用施設の施設数に対して			地域防災計画に位置づけられた洪水浸水想定区域内にある 要配慮者利用施設の施設数に対して				土砂災害警戒区域内にある 要配慮者利用施設の施設数に対して			地域防災計画に位置づけられた土砂災害警戒区域内にある 要配慮者利用施設の施設数に対して					
	総数	地域防災計画 位置づけ数	作成率	総数	避難確保計画 作成数	作成率	避難訓練 実施数	実施率	総数	地域防災計画 位置づけ数	作成率	総数	避難確保計画 作成数	作成率	避難訓練 実施数	実施率
高知県	1477	1313	88.9%	1313	1155	88.0%	748	57.0%	622	621	99.8%	621	618	99.5%	363	58.5%
高知市	878	878	100.0%	878	815	92.8%	538	61.3%	194	194	100.0%	194	191	98.5%	134	69.1%
室戸市	11	0	0.0%	0	0	-	0	-	22	22	100.0%	22	22	100.0%	15	68.2%
安芸市	24	24	100.0%	24	13	54.2%	0	0.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%	0	0.0%
南国市	71	66	93.0%	66	57	86.4%	18	27.3%	11	11	100.0%	11	11	100.0%	1	9.1%
土佐市	84	84	100.0%	84	84	100.0%	71	84.5%	21	21	100.0%	21	21	100.0%	17	81.0%
須崎市	29	12	41.4%	12	9	75.0%	9	75.0%	42	42	100.0%	42	42	100.0%	9	21.4%
宿毛市	27	15	55.6%	15	15	100.0%	15	100.0%	16	16	100.0%	16	16	100.0%	16	100.0%
土佐清水市	5	0	0.0%	0	0	-	0	-	8	8	100.0%	8	8	100.0%	0	0.0%
四万十市	99	83	83.8%	83	80	96.4%	79	95.2%	46	46	100.0%	46	46	100.0%	46	100.0%
香南市	23	17	73.9%	17	2	11.8%	2	11.8%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	100.0%
香美市	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%	1	25.0%
東洋町	3	0	0.0%	0	0	-	0	-	5	5	100.0%	5	5	100.0%	0	0.0%
奈半利町	8	8	100.0%	8	6	75.0%	3	37.5%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	100.0%
田野町	7	7	100.0%	7	1	14.3%	0	0.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	100.0%
安田町	3	0	0.0%	0	0	-	0	-	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	100.0%
北川村	5	0	0.0%	0	0	-	0	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%
馬路村	3	3	100.0%	3	3	100.0%	2	66.7%	8	8	100.0%	8	8	100.0%	0	0.0%
芸西村	1	0	0.0%	0	0	-	0	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%
本山町	7	0	0.0%	0	0	-	0	-	3	3	100.0%	3	3	100.0%	2	66.7%
大豊町	7	6	85.7%	6	0	0.0%	0	0.0%	13	13	100.0%	13	13	100.0%	4	30.8%
土佐町	10	0	0.0%	0	0	-	0	-	5	5	100.0%	5	5	100.0%	4	80.0%
大川村	0	0	-	0	0	-	0	-	4	4	100.0%	4	4	100.0%	3	75.0%
いの町	59	59	100.0%	59	55	93.2%	2	3.4%	35	35	100.0%	35	35	100.0%	11	31.4%
仁淀川町	0	0	-	0	0	-	0	-	22	22	100.0%	22	22	100.0%	14	63.6%
中土佐町	5	3	60.0%	3	1	33.3%	0	0.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%	5	41.7%
佐川町	23	1	4.3%	1	1	100.0%	1	100.0%	17	17	100.0%	17	17	100.0%	0	0.0%
越知町	16	16	100.0%	16	3	18.8%	0	0.0%	0	0	-	0	0	-	0	-
梶原町	0	0	-	0	0	-	0	-	10	10	100.0%	10	10	100.0%	0	0.0%
日高村	24	13	54.2%	13	4	30.8%	2	15.4%	19	18	94.7%	18	18	100.0%	10	55.6%
津野町	0	0	-	0	0	-	0	-	10	10	100.0%	10	10	100.0%	4	40.0%
四万十町	25	0	0.0%	0	0	-	0	-	51	51	100.0%	51	51	100.0%	51	100.0%
大月町	1	0	0.0%	0	0	-	0	-	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%
三原村	0	0	-	0	0	-	0	-	2	2	100.0%	2	2	100.0%	0	0.0%
黒潮町	13	12	92.3%	12	0	0.0%	0	0.0%	17	17	100.0%	17	17	100.0%	0	0.0%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【進捗評価（凡例）】

- S：進捗率 100%
- A：進捗率 90%以上 100%未満
- B：進捗率 75%以上 90%未満
- C：進捗率 60%以上 75%未満
- D：進捗率 60%未満

資料 4

令和 7 年 3 月末時点

部 局	令和 7 年 3 月までの取組	令和 7 年 4 月以降の取組
危機管理部	<p>○これまでの取組（対象：市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 7 月 16 日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出） ・ 令和 3 年 6 月 10 日に開催された公的備蓄検討会において、市町村に対して施設の地域防災計画への位置づけ、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼 ・ 令和 3 年 7 月 14 日に市町村説明会を開催。年度中に行う地域防災計画の修正時に施設を位置付けてもらうよう依頼 ・ 令和 4 年 5 月 23 日付け文書で、各市町村あてに施設の地域防災計画への位置付けについて再周知 ・ 令和 5 年度に新たに浸水想定区域図を公表する市町村に、地域防災計画の修正時に位置付けてもらうよう依頼。 ・ 令和 6 年度に新たに浸水想定区域図を公表する市町村を、土木部（河川課）とともに地域本部が訪問し、新たに浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設について、地域防災計画の修正時に位置付けてもらうよう依頼。 <p>○市町村地域防災計画位置付け状況</p> <p>【水防法】 〔R6.9 月末〕 93.3%（1,263 施設/1,354 施設） → 〔R7.3 月末〕 88.9%（1,313 施設/1,477 施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R6.9 月末〕 99.7%（620 施設/622 施設） → 〔R7.3 月末〕 99.8%（621 施設/622 施設）</p>	<p>・引き続き、市町村に対して、地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を位置付けてもらうよう依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼</p>
計画作成に向けた取組合計の進捗評価		A

部 局	令和7年3月までの取組	令和7年4月以降の取組
土木部	<p>○これまでの取組（対象：市町村、要配慮者利用施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月に水防法・土砂災害防止法が改正。要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、施設管理者向けの説明会を開催 県のHPに、計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載 水防法・土砂災害防止法に基づく対象施設の計画作成状況についてフォローアップを実施（取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有） 令和3年10月7日付け文書で各市町村あてに、改めて今年度中の計画作成完了に向けた取組について、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼（河川課と防災砂防課連名で発出） 計画作成が進んでいない市町村を訪問し、施設関係担当者とともに、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼 高知市で計画が未作成の施設を対象に説明会を実施 令和4年4月12日付け文書で市町村あてに、国土交通省が作成した「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改訂を施設管理者に直接周知を行い、計画の充実と避難の実効性確保の取り組みを依頼（土木部と危機管理部連名） 令和5年11月に計画策定が進んでいない市を訪問し、策定にあった課題等についてヒアリング。他の市町村の施設で策定している計画の事例を提供し、計画策定の必要となる施設への働きかけを依頼。 令和6年9、10月に、医療機関の計画策定を促進するため、健康政策部（保健政策課）と合同で5市を訪問し、課題等についてヒアリングするとともに、計画未策定施設への働きかけを依頼。依頼後、進捗状況についてフォローアップを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。
	<p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】 〔R6.9月末〕90.9%（1,148施設/1,263施設）→〔R7.3月末〕88.0%（1,155施設/1,313施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R6.9月末〕98.7%（612施設/620施設）→〔R7.3月末〕99.5%（618施設/621施設）</p>	<p>計画作成に向けた 取組合計の進捗評価</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p>
	<p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R6.9月末〕14.6%（185施設/1,263施設）→〔R7.3月末〕57.0%（748施設/1,313施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R6.9月末〕33.9%（210施設/620施設）→〔R7.3月末〕58.5%（363施設/621施設）</p>	<p>避難訓練の実施 合計の進捗評価</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">D</p>

部 局	令和7年3月までの取組	令和7年4月以降の取組																																																	
健康政策部	<p>○これまでの取組（対象：病院、有床診療所等）</p> <table border="1" data-bbox="311 300 1724 549"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">R6.9</th> <th colspan="3">R7.3</th> <th colspan="3">廃止等による増減</th> </tr> <tr> <th>位置づけ</th> <th>計画作成</th> <th>訓練実施</th> <th>位置づけ</th> <th>計画作成</th> <th>訓練実施</th> <th>位置づけ</th> <th>計画作成</th> <th>訓練実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防法</td> <td>141</td> <td>107</td> <td>19</td> <td>150</td> <td>110</td> <td>59</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>24</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>29</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>212</td> <td>178</td> <td>43</td> <td>221</td> <td>181</td> <td>88</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)位置付けが行われた病院に対し、病院事務長会や立入検査において避難確保計画の作成義務を周知し、計画の作成と訓練実施を依頼 (2)避難確保計画の策定が芳しくない市町村(5市)に対して、河川課と連携して個別訪問を行った(R6.9月～10月) ①現在の取組状況のヒアリング ②医療機関に対し計画策定等の指導監督義務がある市町村からの計画策定の働きかけを依頼 (3)(2)で個別訪問を行った市町村に対して、その後の取組状況等について、フォローアップを実施（R7.1月～3月） (4)病院及び有床診療所へのアンケート調査を通じて、避難確保計画の策定義務を周知するとともに策定状況を調査（R6.8月～R7.3月）</p>		R6.9			R7.3			廃止等による増減			位置づけ	計画作成	訓練実施	位置づけ	計画作成	訓練実施	位置づけ	計画作成	訓練実施	水防法	141	107	19	150	110	59	9	3	40	土砂災害防止法	71	71	24	71	71	29	0	0	5	計	212	178	43	221	181	88	9	3	45	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び有床診療所を対象としたアンケートの回答内容確認時に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について周知 ・今回の調査結果を踏まえて、改めて、避難確保計画の策定が芳しくない市町村に対して、河川課と連携して個別訪問などを行い、現在の取組状況のヒアリング及び市町村から医療機関への計画策定の働きかけを依頼予定 ・併せて、関係部局とも連携して市町村を通じて、避難訓練の実施についても働きかけを行っていく
			R6.9			R7.3			廃止等による増減																																										
		位置づけ	計画作成	訓練実施	位置づけ	計画作成	訓練実施	位置づけ	計画作成	訓練実施																																									
	水防法	141	107	19	150	110	59	9	3	40																																									
	土砂災害防止法	71	71	24	71	71	29	0	0	5																																									
計	212	178	43	221	181	88	9	3	45																																										
<p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】 〔R6.9月末〕75.9%（107施設/141施設）→〔R7.3月末〕73.3%（110施設/150施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R6.9月末〕100%（71施設/71施設）→〔R7.3月末〕100%（71施設/71施設）</p>	<table border="1" data-bbox="1543 938 1749 1157"> <tr> <td>計画作成に向けた 取組小計の進捗評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組小計の進捗評価	B																																																
計画作成に向けた 取組小計の進捗評価																																																			
B																																																			
<p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R6.9月末〕13.5%（19施設/141施設）→〔R7.3月末〕39.3%（59施設/150施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R6.9月末〕33.8%（24施設/71施設）→〔R7.3月末〕40.8%（29施設/71施設）</p>	<table border="1" data-bbox="1543 1157 1749 1364"> <tr> <td>避難訓練の実施 小計の進捗評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> </tr> </table>	避難訓練の実施 小計の進捗評価	D																																																
避難訓練の実施 小計の進捗評価																																																			
D																																																			

部 局	令和7年3月までの取組	令和7年4月以降の取組	
子ども・福祉政策部	<p>○これまでの取組（対象：老人福祉施設、障害者支援施設等）</p> <p>【水防法・土砂災害防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画未策定施設に対して、市町村を通じ策定状況の確認 ・各施設に対して、市町村を通して、避難確保計画の実効性向上のため訓練実施の啓発 <p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.3月末〕100%（595施設/595施設）→〔R6.9月末〕99.8%（599施設/600施設） →〔R7.3月末〕98.8%（588施設/595施設）</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.3月末〕99.6%（237施設/238施設）→〔R6.9月末〕99.2%（243施設/245施設） →〔R7.3月末〕100%（245施設/245施設）</p> <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.3月末〕78.8%（472施設/599施設）→〔R6.9月末〕14.3%（86施設/600施設） →〔R7.3月末〕53.4%（318施設/595施設）</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.3月末〕79.8%（190施設/238施設）→〔R6.9月末〕40.8%（100施設/245施設） →〔R7.3月末〕62.0%（152施設/245施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画未策定の施設について、引き続き市町村を通じ、策定を働きかけ ・市町村地域防災計画に位置付けられていない施設について、位置づけを市町村所管課に働きかけ ・避難確保計画に基づいた訓練の実施を施設に対して働きかけ ・施設が実施した訓練の実施状況の把握について、市町村所管課に働きかけ 	
			計画作成に向けた取組小計の進捗評価
			A
			避難訓練の実施小計の進捗評価
D			

部 局	令和7年3月までの取組	令和7年4月以降の取組	
文化生活部	<p>○これまでの取組（対象：県内の私立学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域防災計画に位置づけられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の作成を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいた訓練の実施と、市町村への訓練結果の報告を依頼 	
	<p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】※施設数の追加等なし 〔R6.9月末〕100%（13校／13校）→〔R7.3月末〕100%（13校／13校）</p> <p>【土砂災害防止法】※施設数の追加等なし 〔R6.9月末〕100%（10校／10校）→〔R7.3月末〕100%（10校／10校）</p>		<p>計画作成に向けた 取組小計の進捗評価</p> <p style="text-align: center;">S</p>
	<p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】 〔R7.3月末〕69.2%（9校／13校）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R7.3月末〕70%（7校／10校）</p>		<p>避難訓練の実施 小計の進捗評価</p> <p style="text-align: center;">C</p>

部 局	令和7年3月までの取組	令和7年4月以降の取組	
教育委員会	<p>○これまでの取組（対象：学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設に対し、市町村教育委員会等を通じて避難確保計画の作成と訓練の実施を行うよう通知（令和6年度は12月18日付けで通知） <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.9月末〕94.8%（349施設/368施設）→〔R7.3月末〕93.6%（351施設/375施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※市町村地域防災計画の見直しにより7施設増（368施設→375施設） ※避難確保計画が提出できていない24施設は作成を検討 <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.9月末〕98.1%（263施設/268施設）→〔R7.3月末〕99.6%（269施設/270施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※市町村地域防災計画の見直しにより2施設増（268施設→270施設） ※避難確保計画が提出できていない1施設は作成を検討 <p>○避難訓練実施状況（当該年度内に実施した施設を集計）</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R6.9月末〕19.8%（73施設/368施設）→〔R7.3月末〕78.9%（296施設/375施設）</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R6.9月末〕38.8%（104施設/268施設）→〔R7.3月末〕64.4%（174施設/270施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画を作成できていない施設については、市町村教育委員会等を通じて避難確保計画の作成と訓練の実施を行うよう働きかけていく。 ・避難確保計画を作成済みの施設については、引き続き、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。 	
			計画作成に向けた 取組小計の進捗評価
			A
			避難訓練の実施 小計の進捗評価
C			

<1. プッシュ通知再送機能>

・プッシュ通知の再送は、最初の通知から5分ごとに、6回（30分の間）、確認されるまで実行されます。



↑ 通知メッセージの先頭に"[再送]"が付加されます。内容は発表時と同等です。

<2. プッシュ通知の確認機能>

<プッシュ通知の確認>

・通知をタップすると、アプリが起動し該当する緊急情報が表示されます。
これで通知を確認したこととなります。

・通知をとばしてアプリを起動すると、確認を促すメッセージ表示されます。
「通知を確認しました」ボタンを押すことで通知を確認したこととなります。

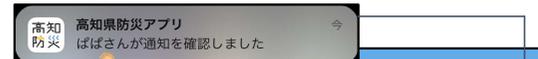


<確認したことのお知らせ>

・自分が通知を確認すると、そのことが設定しているメンバー（グループ）またはメールアドレスに通知されます。

通知先のスマホにおいて

（メンバーまたはグループへの通知）



自分の位置情報の共有を許可していれば、どこで通知を確認したかが相手方に地図表示されます。

許可されていない場合はアプリが起動しストップ画面が表示されます。



（メールでの通知）

メール文サンプル



令和7年度改修事項

<視覚障害者向けモードの実装>

→視覚障害者の方に配慮したレイアウトの整備及び読み上げ専用モードを追加

<気象庁の発表する防災気象情報の改善に伴う機能改修>

→新たな電文に対応できるよう機能の改修

➡重要な情報の通知の見逃しを防ぐ²³

重大な情報（避難情報、津波注意報、津波警報、大津波警報、国民保護情報）に関するプッシュ通知について、ユーザーがその通知を確認するまでプッシュ通知を再送するよう設定できる機能を追加しました。

この機能を活用することにより、**通知の見逃しを防ぐことができます。特に、耳の聴こえない方、聴こえにくい方に活用していただきたい機能です。**

さらに、その通知を確認したことを、防災アプリのグループ通知やeメールで知らせることもできます。

<設定方法>

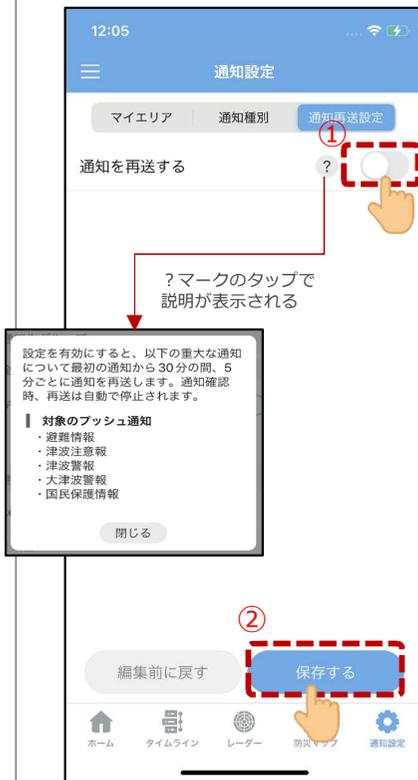
1. トップ画面右下の「通知設定」をタップ



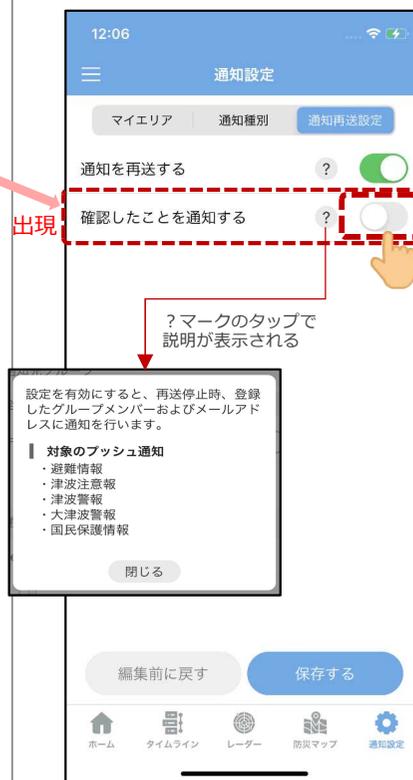
2. 上部の「通知再送設定」タブをタップ



3. ①「通知を再送する」のスイッチをオンに切り替えて
②「保存する」ボタンをタップ
これで再送の設定は完了です。



4. さらに「確認したことを通知する」には、保存ボタンをタップする前に、3-①により新たに表示されるスイッチをオンに切り替え



5. 4により新たに表示される通知先グループまたはメールアドレスを設定して「保存する」をタップ
これで確認したことの通知の設定は完了です。

